

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和3年2月24日 11時38分ごろ
発生場所	長崎県長崎市茂木港北東方沖 茂木港東防波堤灯台から真方位050° 3.5海里付近 (概位 北緯32° 44.6′ 東経129° 58.1′)
インシデントの概要	プレジャーボートAQUA MARINEは、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート AQUA MARINE、5トン未満（長さ5.38m） 292-32066長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、出力36.8kW、使用燃料ガソリン、平成元年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場を移動する目的で船外機を始動し、針路を南方に向けようとして右舵を取ったが、舵が効かなかった。</p> <p>船長は、操舵装置を確認したところ、船外機と油圧シリンダのアームとの連結金具（以下「本件金具」という。）が破損しているのを認め、運航不能と判断して118番通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁の依頼を受けた長崎県水難救済会所属の船舶により、長崎市たちばな漁港にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者により操舵装置の点検が行われ、本件金具が腐食して破損し、舵が効かなくなったことが判明した。</p> <p>船長は、本船を平成16年7月に中古で購入し、週に約1回運航しており、本件金具に錆を認めていたが、整備を行っていなかった。</p>
分析	本船は、平成16年7月以降本件金具が整備されず、同金具が腐食している状態であったところ、航行中、船長が右舵を取った際、本件金具が破損したことから、操舵ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、平成16年7月以降本件金具が整備さ

	<p>れず、同金具が腐食している状態であったところ、航行中、船長が右舵を取った際、本件金具が破損したため、操舵ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、操舵装置の点検及び整備を定期的に行い、腐食を認めた場合は必要に応じて部品を交換すること。</li></ul>